

## 静岡海区漁業調整委員会指示第5-8号

榛南地区広域型増殖場として造成された牧之原市地先、戸田地区広域型増殖場として造成された沼津市地先、東伊豆地区広域型増殖場として造成された賀茂郡東伊豆町地先及び河津町地先並びに賀茂郡西伊豆町地先の下記区域内の魚類の保護培養を図るため、その採捕について漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

その関係図面は、水産資源課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月26日

静岡海区漁業調整委員会 会長 鈴木 精

### 1. 魚類採捕の禁止

下表に示す区域内では、魚類の採捕を禁止する。

指 示 区 域	
採捕禁止区域	基点等の位置
榛南地区 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点 を順次に結んだ線によって囲 まれた区域	基点第1号 牧之原市相良港外防波堤先端 基点第2号 牧之原市片浜字坂井 太田浜排水口 イ 基点第2号から真方位135度40分1,160メートルの点 ロ 基点第2号から真方位135度40分2,080メートルの点 ハ 基点第1号から真方位114度00分1,495メートルの点 ニ 基点第1号から真方位118度30分660メートルの点
戸田地区 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点 を順次に結んだ線によって囲 まれた区域	基点第1号 沼津市戸田外沢海2747番地の1地先 イ 基点第1号より真方位234度29分300メートルの点 ロ 基点第1号より真方位264度09分560メートルの点 ハ 基点第1号より真方位329度28分560メートルの点 ニ 基点第1号より真方位359度28分300メートルの点
東伊豆地区 基点第1号、イ、ロ、基点 第2号の各点を順次に結んだ 線と最大高潮時海岸線とによ つて囲まれた区域	基点第1号 賀茂郡東伊豆町稻取1,096番地地先の標識 基点第2号 賀茂郡河津町見高2,305番地地先の標識 イ 基点第1号より真方位143度80分1,458メートルの点 ロ 基点第2号より真方位138度30分1,454メートルの点

賀茂郡西伊豆町田子地区 基点第1号、イ、ロ、基点第5号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1号 賀茂郡西伊豆町田子2418-1 東防波堤先端 基点第2号 賀茂郡西伊豆町田子1704-1 西側に設置した標識 基点第3号 賀茂郡西伊豆町田子尊之島沖防波堤先端 基点第4号 賀茂郡西伊豆町田子白根島西端 基点第5号 賀茂郡西伊豆町田子字合之浦防波堤北側に設置した標識 イ 基点第1号と基点第3号を結んだ線と基点第2号と基点第4号を結んだ線の交点 ロ 基点第3号と基点第5号を結んだ線と基点第2号と基点第4号を結んだ線の交点
賀茂郡西伊豆町安良里地区 基点第6号、ハ、ニ、ホ、基点第7号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第6号 賀茂郡西伊豆町安良里根崎網屋崎護岸西端 基点第7号 賀茂郡西伊豆町安良里倉島に設置した標識 ハ 基点第6号から真方位 53度150メートルの点 ニ 基点第7号から真方位 18度180メートルの点 ホ 基点第7号から真方位310度100メートルの点

## 2 指示の適用除外

次に掲げる場合は、この指示は適用しない。

- (1) 静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第47条の規定により知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて行う場合
- (2) 試験研究その他の公益上必要とされる場合について、静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合

## 3 承認証の交付

委員会は、上記2(2)における採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

## 4 条件

- (1) 承認証の携帯  
承認を受けた者は、魚類を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。
- (2) 承認の取消  
委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。
- (3) 謾渡又は販売の禁止  
承認を受けた者は、採捕した魚類を譾渡又は販売してはならない。
- (4) 採捕報告書の提出  
承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により、採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければならない。
- (5) その他の条件  
その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することができる。

## 5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「魚類採捕承認事務取扱

要領」による。

#### 6 指示の有効期間

令和6年1月1日から令和7年12月31日まで